長門東部自治会地 区防災計画

水害対策編

平成 29 年 3 月策定 令和 2 年 3 月修正 長門東部自治会

長門東部自治会 地区防災計画 水害対策編

目次

1 地区防災計画の策定について	
(1)計画の策定と見直し	1
(2)防災まち歩き	3
(3) コミュニティタイムラインの作成	9
(4)計画の点検・見直し	
2 地区特性の把握	
(1)地形	11
(2)都市基盤	12
(3)土地、建物利用状況	13
(4) 人口	15
(5)災害履歴	17
3 被害想定	
3 	10
(2)地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)	20
4 事前防災行動計画(水害タイムライン)	
(1)組織、及び、情報伝達ルート	22
(2)役割	22
(3)情報レベルと対応	22
(4)主要行動計画	23
(5)中川氾濫に備えた長門東部自治会水害コミュニティタイムライン	24
5 取り組みの体制づくり	
(1)体制づくり	25
(2)日頃の取り組み	26
(3) 災害時の活動	
(3) 災害時の活動	31
(4)写像の取り組み	JΙ
6 実践と検証	32

1 地区防災計画の策定について

「地区防災計画」は、身近な地区の防災力の向上を図るため、地区の皆さんが共同して自発的な防災活動の内容を定め、提案することができる制度※1です。

※1 災害対策基本法第四十二条の二に定められている。平成25年6月に創設されたもの。

これまでの自主防災組織等による防災計画との違いは、「地区防災計画」を「足立区地域防災計画」に位置付けることが可能になった点です。

これによって、常日頃から、地区防災活動への区からの支援※2が得られることになります。いざという時には、「地域防災計画」に基づいた区の防災活動と並行して、地区の皆さんが「地区防災計画」に沿って活動することになります。こうして、災害時における区と地区の連携が強まります。

※2 区は、地区防災計画の策定を支援します。また、地元と協働して、区の「具体的事業計画」 (防災活動に従事する人材の育成、防災に関する普及啓発、防災訓練の実施、情報連絡体制の整備、防災に必要な物資や資器材等の確保、消防団との連携体制の強化等)に反映します。

「足立区地域防災計画」より

(1)計画の策定と見直し

私たちの長門東部自治会は、近くを中川が流れています。過去に中川・利根川が氾濫したこと もあり、台風や大雨の際には洪水の危険性がある地域です。

このため地区防災計画では、その対策を検討した「長門東部自治会地区防災計画(水害対策編)」を策定しました。

位置図

「あだち地図情報提供サービス」より

平成 28 年度に地区の代表が集まって話し合い (ワークショップ方式) により地区防災計画の検討を行いました。

検討にあたっては、区とコンサルタントが支援しました。

地区防災計画の検討は、長門東部自治会と隅田自治会が一緒に検討を進めました。

検討で得られた結果をまとめて「地区防災計画(素案)」を作成し、地元の説明会でその内容を 説明しました。その後、区の防災会議で審議の上、正式に決定しました。

中川地域 地区防災計画策定の経緯

年月日	検討、説明会等	内容		
平成 28 年 10 月 19 日 第 1 回ワークショップ		中川地域の地区防災計画(水害対策編)策定		
		について確認		
10月22日	中川地域防災まち歩き	隅田自治会、長門東部自治会がそれぞれの		
	歩き	町内のまち歩きを実施		
11月18日	第2回ワークショップ	洪水時の対応策を検討		
12月9日	第3回ワークショップ	大洪水時の対応策を検討		
平成 29 年 2 月 13 日	地元説明会	「地区防災計画(素案)」について		
3月13日	足立区防災会議	地区防災計画(素案)の審議		

•

「地区防災計画」決定、公表

地区の皆さんによる話し合いでは、計画策定項目について次のように検討しました。

計画策定項目	話し合い	検討事項
1.地区防災計画の策定について	〇第 1 回ワークショップ (平成 28 年 10 月 19 日)	・地区防災計画(水害対策編)の策定主旨、 方法等について ・特に洪水をとりあげて検討 ・自治会ごとの洪水対策の現状と課題
2.地区特性の把握	〇中川地域防災まち歩き (平成 28 年 10 月 22 日)	・地区の地形や標高、洪水履歴 ・ハザードマップ、中川タイムラインについて
3.被害想定		・まち歩き、結果の話し合い、発表 ・防災課題の抽出
4.防災まち歩き		
5.災害時の応急対応シナ リオ	〇第 2 回ワークショップ (平成 28 年 11 月 18 日)	・まち歩きの振り返り・洪水時の対応策を検討
6.取り組みの体制づくり	〇第3回ワークショップ	・大洪水時の対応策を検討
7.実践と検証	(平成 28 年 12 月 9 日)	

(2)防災まち歩き

洪水が起きた時のことを想定しながら、危険なところを避けて逃げるルート、災害時の避難場 所、防災倉庫などの資源を探す「防災まち歩き」を実施しました。

まち歩きは、隅田自治会と長門東部自治会が同時に行いました。

■まち歩きの準備

第1回ワークショップで話し合った結果をもとに、対応を示し、まち歩きの際の参考としました。

第1回ワークショップで話し合った結果	対応
①カスリーン台風(S22)の時に堤防が決壊して床上浸水があ	被害の状況を調べました
った。被害の資料を提供してほしい。	
②ハザードマップは配布しているが、内容をきちんとは把握	浸水範囲と深さを示す地図を
していない。今度決壊したら 2 階まで浸水するかもしれな	準備しました
い。逃げ場がなくなる。被害の程度を把握しておく必要があ	
న .	
③近くに高い建物がない(取り決めもない)ので、逃げる先	高い建物を調べました
がない。安全に避難できる場所が必要。	
④標高の表示がない。浸水しやすい場所を把握する必要があ	地図に標高を示しました
る。高いところを通って避難できる避難路が必要。	
⑤備蓄倉庫は水に浸たってだめになるのではないか。	分布を地図に落としました
⑥地震を対象にした避難訓練、防災マップづくりはやってい	まち歩きで確認してきました
るが、水害はあまりやっていない。水害については今回のま	
ち歩きで確認していきたい。	



まち歩き (隅田自治会)



まち歩き (長門東部自治会)

■まち歩きの実施

まち歩きを次のように行いました。

- ●時間配分に留意しながら、地区の全体をみることができるように「まち歩きのルート」を 決めました。
- ●地区の現状(高さ、町内会館、防災倉庫など)を落とした地図を持参しました。
- ●まち歩きのねらいを定め、問題意識をもって歩くことにしました。

<例>「浸水しやすい場所は?」

「水が浸かったら危ないところは?」

「これらを避けた避難経路は?」

「洪水時一時集合場所(避難場所)までどのように行けるのか?」

「どれくらい時間がかかるか?」

●持参した地図に気が付いた点を記入し、主なところはカメラで撮影しました。

出かける前に

まち歩きの経路のほか、高さ、町内会館、防災倉庫などを落とした地図

皆さんの机の上には大きな地図(まち歩き)

あります。

同じ地図の縮 小版を皆さん のお手元に 準備しました。

縮小版をもつ てまち歩きに 出かけます。

出かけます。 気が付いた点を地図に書き込んできてください。





■まち歩きの結果

くまち歩きでわかったこと>

- 大きな変電所があるが、浸水したらどうなるか。点検、メンテナンスは大丈夫か、確認が 必要。
- 道路が凸凹したりして段差があり、危ない。道も狭い。
- ・中川沿いでは、家の2階よりも土手のほうが高い。
- アパートが多い。誰が住んでいるかよくわからない。回ってみても、顔を出してくれない ことが多い。
- お寺、八幡宮は高めのところに立地している。川に向かって低くなる。
- わずかな高低差があり、高いところから道なりに水が流れる。道は狭くT字路にごみがつまって水がたまる。高低差を調べて避難に生かしたい。
- 大雨の時、まちの放送が雨の音で聞こえなくなる時がある。
- 避難場所のある方向にどうやって避難するか、どのタイミングで避難を始めるか?
- ・どこに避難するか、2階か、遠くの避難所へ行くべきなのか?
- どのような洪水なのか、どこかが決壊していっきにくるか、じわじわくるかによって逃げ 方がかわってくる。
- ・じわじわくるような水害であれば2階や近所の家に避難できるだろう。

まち歩きの結果を書き込んだマップ





↑巨大な高圧線の鉄塔 浸水時の安全性について確認が必要



↑中川の堤体から見た家々 堤体は2階の高さを超えている



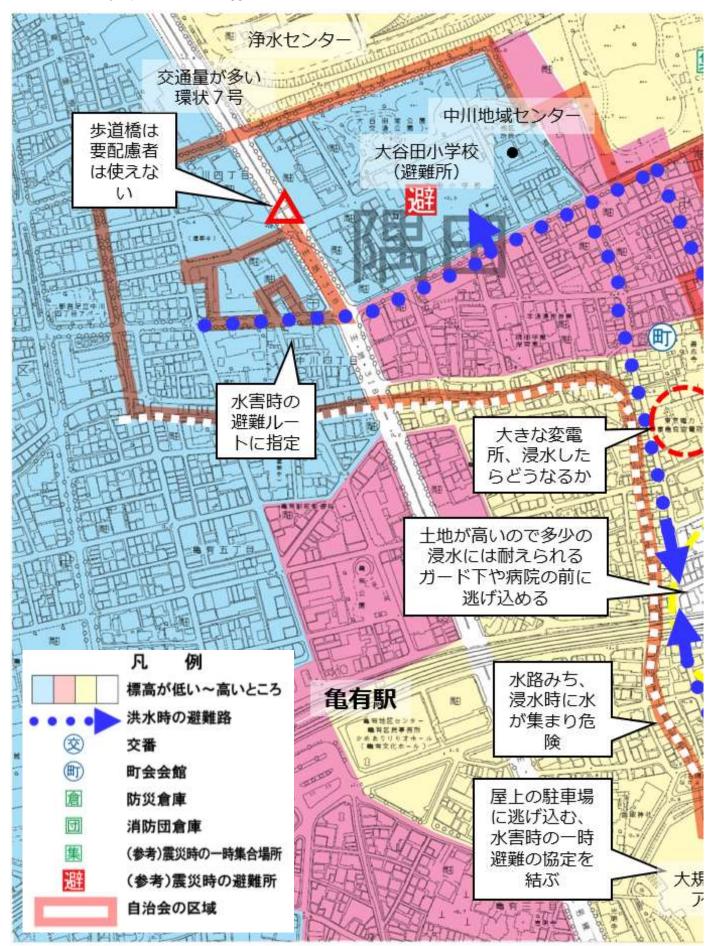
↑工事中の表示 現在も堤防のかさ上げ工事が進められている

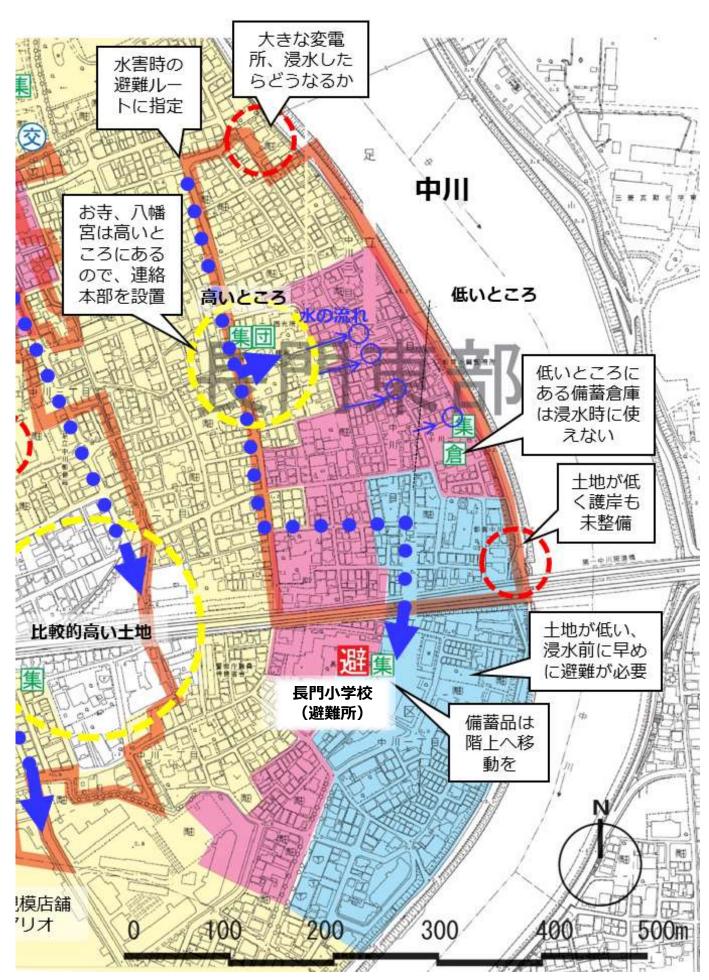
凸凹な道路→

浸水時の水はけや歩行の危険性は?



■洪水防災マップの作成





(3)コミュニティタイムラインの作成

第 18 地区町会・自治会では、台風の発生から災害の発生までを、ステージ 1 から 6 までの 6 段階に分け「いつ」「誰が」「何を」 行うのか、時系列に沿って決めた「中川・荒川の氾濫に備えたコミュニティタイムライン」を作成しています。 平成 30 年度は「中川氾濫に備えた長門東部自治会事前防災行動計画(水害タイムライン)」を定めています。



(4)計画の点検・見直し

令和元年度は地区防災計画策定から 3 年が経過するため、地区の方々によるワークショップにより地区防災計画の点検・見直しを行いました。

点検・見直しにあたっては、区とコンサルタントが支援しました。

地区防災計画の点検は、長門東部自治会、隅田自治会が一緒に検討を進めました。

検討で得られた各自治会毎の結果をまとめて「地区防災計画」(見直し案)を作成しました。

地区防災計画点検の経緯

年月日	検討、説明会等	内容
令和元年	第1回	・地区防災計画策定後の防災活動の状況確認
10月28日	ワークショップ	・地区防災計画策定後の周辺状況の変化の有無
		・地区防災計画に関する意見交換
12月17日	第2回	・第1回ワークショップでのご意見から抽出した課題の検討
	ワークショップ	・課題についての意見交換
令和2年	第3回ワークシ	・第1回、第2回ワークショップを踏まえた地区防災計画の見直し案を確認し
3 月	ョップ代替措置	ていただき、地区防災計画の見直し案についての意見を収集

長門東部自治会 地区防災計画点検及び見直しの概要

点検と課題	点検結果の反映
・避難準備については、区の水害対策タイ	・長門東部自治会で水害対策行動計画書(水害タイムライン)を
ムラインでは自治会として取り組むには課	策定(令和元年 12 月)しており、地域住民に周知させることが重
題が多いことがわかり、地区住民の視点か	要。
ら見た地区タイムラインについて検討した。	・水害タイムラインを地区防災計画に追加。
	⇒「4 水害対策行動計画書(水害タイムライン)」(p.22)
・避難場所が小学校だけでは足りないた	・今後の取り組みとして、以下を追加。
め、協定避難場所が設けられたが、実際の	⇒協定避難先について、実効性の高いものとするために、行政
災害のときには営業時間外や施錠されて	を交えて対応を検討(p30)
いたため避難できなかった。	·
・情報の伝達については、電話連絡は限界	・今後の取り組みとして、以下を追加。
があるため、掲示板、チラシによる情報の	⇒適切な段階での情報提供(p30)
伝達を主だったものとしている。	⇒サイレンの回数等によるレベルに応じた情報伝達手法の導
・防災無線は自治会会員、非会員に関わら	入について、区に要望(p31)
ず広域的に伝達できる手段であるが、聞こ	
えない場所が多い。	
・要配慮者については、自治会でアンケー	・今後の取り組みとして、以下を追加。
ト調査を行ったが、年毎の調査であるの	⇒支援依頼の連絡先情報をチラシ、掲示板に掲載(p31)
で、内容が変化している可能性がある。	
・要配慮者の避難支援への必要性が高い	・避難支援のための資・機材の準備について検討する。
ことが、台風 19 号の経験で判明した。	

2 地区特性の把握

(1)地形

河川の氾濫によってつくられた盛土地・埋立地(荒川氾濫低地)が分布し、所々にまわりより わずかに高い自然堤防が形成されています。

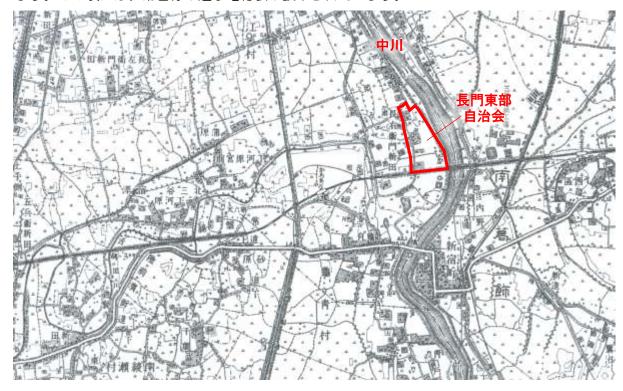
土地条件図

大袋田	南水元 :
	● 信は小 商水元:
・	長門東部 自治会
・ 東京	111125-16-
の	新宿: 新宿:
電布: マサンビニー 4 西海和	

盛土地・埋立地 自然堤防 更新世段丘 凹地、浅い谷

「首都大地震ゆれやすさマップ 2013 年(旬報社)」より

約 100 年前の地図でみると、中川が流れている周囲には一面水田が広がり、集落が点在しています。この頃には、常磐線が通り亀有駅が設けられています。



国土地理院地図(1919年/大正8年)より

(2)都市基盤

南北方向に環状7号線が通っています。また、東西方向に常磐線が通り、最寄りに亀有駅があります。

中川公園の南側に、東西に走る都市計画道路「補助 138 号」が計画されています。



「足立区都市計画マスタープラン」(平成29年10月、足立区)より

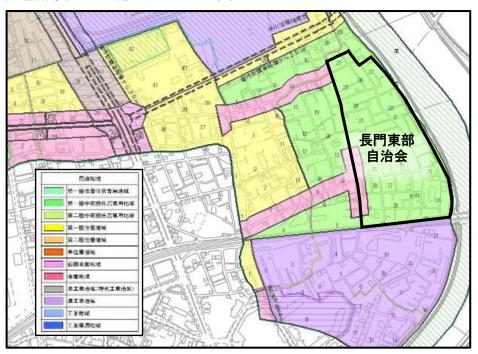
(3)土地、建物利用状況

■用途地域

第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域に指定されています。

第一種中高層住居専用地域: 中高層住宅のための地域 で、病院・大学・500 ㎡ までの一定のお店などが 建てられる。

近隣商業地域: まわりの住 民が日用品の買物などを するための地域で、住宅 や店舗のほかに小規模の 工場も建てられる。



足立区「都市計画用途地域図」より

■用途別建物現況

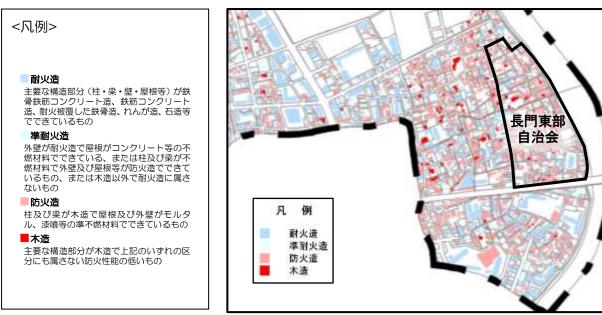
主な建物用途は住宅系です。独立住宅が多くを占め、その中に集合住宅が散在しています。



「平成28年土地利用現況調査」より

■構造別建物現況

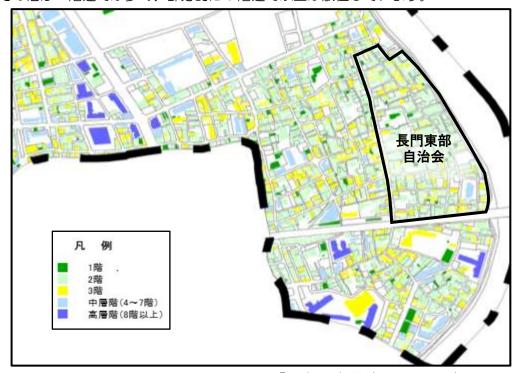
地区のほとんどが防火造、耐火造、準耐火造の建物で、木造は少ない状況です。



「平成28年土地利用現況調査」より

■階数別建物現況

環状 7 号線沿いと南側の大規模店舗アリオの周辺には、地上 4、5 階建て以上の建物がまとまっています。その他は 2 階建てが多く、部分的に 3 階建て以上が散在しています。

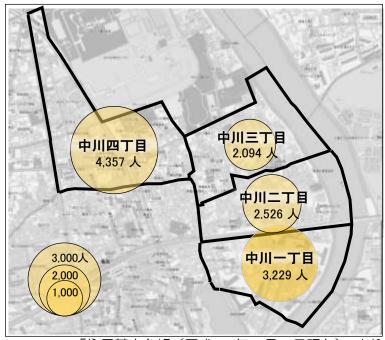


「平成28年土地利用現況調査」より

(4)人口

■町丁目別人口

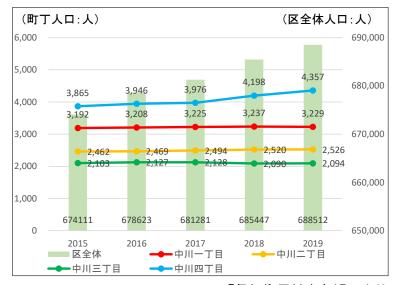
中川一丁目が 3,229 人、中川二 丁目が 2,526 人、中川三丁目が 2,094 人、中川四丁目が 4,357 人 です。



「住民基本台帳(平成31年1月1日現在)」より

■人口の推移

平成27年から平成31年までの5年間では、中川四丁目で人口が増加、中川一丁目、中川二丁目で人口が増加、中川一丁目、中川二丁目で人口がや増えています。中川三丁目は人口がほぼ横ばいです。



「各年住民基本台帳」より

■世帯数の推移

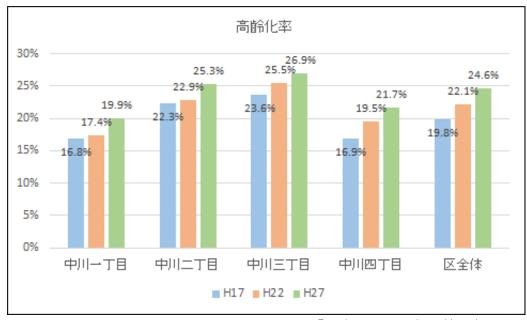
平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間では、中川四丁目で世帯数が増加、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目で世帯数がやや増えています。



「各年住民基本台帳」より

■高齢化率の推移

平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間でみると、いずれの町丁目でも高齢化が進んでおり、特に中川三丁目と中川二丁目は足立区全体よりも高齢化となっています。

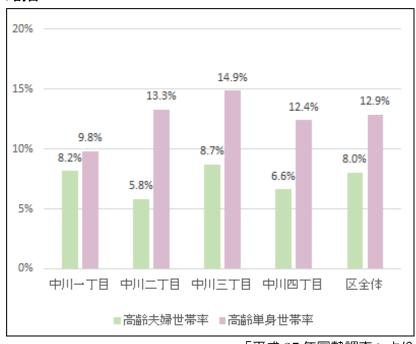


「平成 17.22.27 年国勢調査」より

■高齢夫婦世帯・高齢単身世帯の割合

各町丁目では夫婦とも 65歳以上の高齢夫婦世帯 率が5.8%から8.7%で、中 川三丁目と中川一丁目が足 立区平均の8.0%を上回っ ています。

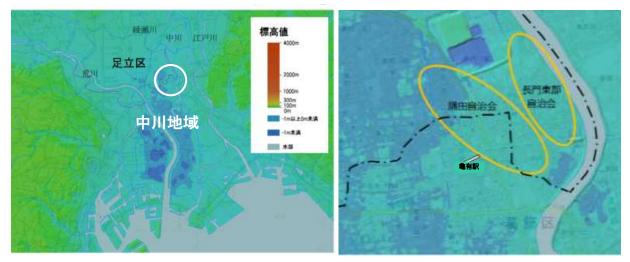
65 歳以上の単独単身世帯率は9.8%から14.9%で、中川三丁目と中川二丁目が足立区平均の12.9%を上回っています。



「平成27年国勢調査」より

(5)災害履歴

中川地域は、荒川、綾瀬川、中川、江戸川などの河川が流れる「海抜ゼロメートル地帯の一角」にあります。



国土地理院標高図より

カスリーン台風(昭和22年)の時には、堤防が決壊して床上浸水がありました。



江戸川河川事務所「カスリーン台風の被害、国交省関東地方整備局 HP、理科年表」より

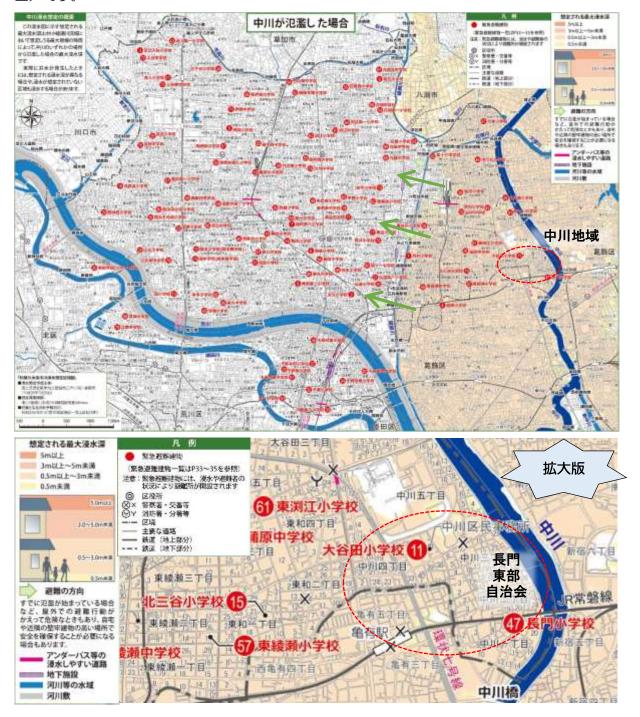
江戸川河川事務所の資料によれば、過去 60 年くらいの間に起きた中川・綾瀬川の洪水について、昭和 33.9 (狩野川台風) 以降平成 16.10 (台風 22 号) までに、14 回の浸水記録があります。

3 被害想定

(1)洪水ハザードマップ

区では、河川ごとに洪水時の浸水範囲や深さ、緊急避難建物、避難する方向を図で示した「洪水ハザードマップ」を公表しています。

「中川が氾濫した場合」には、中川地域は、浸水の深さが深いところで「0.5m~3m未満」になります。浸水しない地域に避難する時間的余裕がない場合の緊急避難建物は、長門小学校(2階以上)です。



この他、「江戸川、荒川、利根川が氾濫した場合」には、中川地域は、浸水の深さが深いところで「3m~5m未満」にものぼります。

また、緊急避難建物 は、長門小学校(江戸 川、荒川が氾濫した場合 は2階以上、利根川が氾 濫した場合は3階以上) となります。

ここから読み取れるこ とは

- ①浸水深 3~5m未満 が広範囲に及ぶ場合 があること。
- ②荒川、利根川が氾濫 した場合には、早期 立退き避難が必要に なること。
- ③緊急避難建物は、長 門小学校であること。

などです。







(2)地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)

国土交通省は、浸水想定区域図を電子地図時用に表示するシステムとして、「地点別浸水シミュレーションシステム」(浸水ナビ)を公表しています。(https://suiboumap.gsi.go.jp/)

浸水ナビを用いることで、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及びその区域が浸水した場合に想定される水深を把握することができます。

以下の手順で検索ができます。

①Web ブラウザの検索ツール(google や yahoo 等)で「浸水ナビ」と検索します。

(URL を https://suiboumap.gsi.go.jp/と入力すると、該当ページに直接アクセスできます。)

②国土交通省の「地点別浸水シミュレーションシステム」(浸水ナビ)のページを選択し

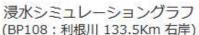
地点別浸水シミュレーション検索システム を見る



をクリックします。

長門小学校を検索地点として設定し、最大の浸水深さが想定される、赤丸(利根川 133.5km 右岸)で破堤した場合の浸水状況マップ及び浸水域シミュレーショングラフを次に示しました。

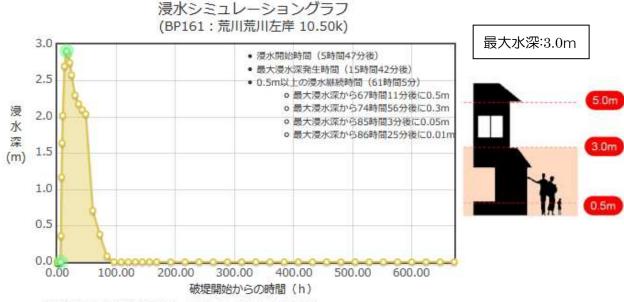






- *折れ線グラフの破線部分はデータがないため推定となります。
- *グラフ領域内でマウスホイール操作するとグラフの拡大・縮小ができます。
- *拡大したグラフをマウスドラッグ操作するとグラフ表示内容の移動ができます。 指定地点の標高(T.P.) 1.2m

荒川で最大浸水深さが想定される破堤点(京成電車の堀切橋根元)で破堤した場合の浸水域シミュレーショングラフを次に示しました。



- *折れ線グラフの破線部分はデータがないため推定となります。
- *グラフ領域内でマウスホイール操作するとグラフの拡大・縮小ができます。
- * 拡大したグラフをマウスドラッグ操作するとグラフ表示内容の移動ができます。 指定地点の標高(T.P.) 1.2m

4 事前防災行動計画(水害タイムライン)

長門東部自治会では、事前防災行動計画(水害タイムライン)を以下のように策定しています。

(1)組織、及び、情報伝達ルート

水害等の恐れが有る場合「水害対策本部」を会長、副会長、防火防災部長で設置し、各種行動の決定指示・情報伝達を次のように行う。

水害対策本部⇒連絡役員⇒自治会会員

(2)役割

対応組織	役 割
水害対策本部	・自治体との情報交換及び、連絡役員、自治会会員への情報発信及び、防
	災行動の決定指示。
	・防災グッズの調達管理
連絡役員	・本部の指示により担当する班に情報伝達、行動指示を行う。
役員、婦人部	・本部より指示を受け行動する。
支援協力者	・本部の依頼により要支援者の支援等をお願いします。
避難用車両提供	• 自治会担当者、他

(3)情報レベルと対応

レベル	対応
レベル1	
気象情報による(台風接近など)	_
レベル2 大雨の予報	水害に関する注意事項・準備等の資料を会員へ伝達する。
レベル3 避難に関する指示	避難準備および要支援者の避難支援と確認
レベル4 避難勧告	避難指示及び避難
レベル5 緊急避難指示	_

(4)主要行動計画

- 1) 水害時の避難に対し要支援者および支援協力者の調査と記録管理。(1回/年)
- 2)情報レベル2の時点で、必要と判断した場合次のことを行う。
 - ①水害に対する注意・事前準備等、下記内容を盛り込み情報を整理し自治会会員に配布及び 掲示する。
 - ・ 水害情報の入手先
 - ・避難情報:広域避難・長門小学校・区民センター(階段歩行困難な人優先)
 - ・支援依頼時の連絡先(防火防災部長、副会長)
 - その他
 - ②連絡役員は避難時の要支援者と避難対応について事前確認を行う。
- 3)情報レベル3の時点で、要支援者に対する避難支援活動と要支援者リストとの避難確認。
- 4)情報レベル4の時点で、全役員も避難実施。
- 5)情報レベル5の時点で、全役員も避難完了確認。
- 6)避難時には近所同士で声掛けを行う。

(5)中川氾濫に備えた長門東部自治会水害コミュニティタイムライン

タイム				町会・	自治会の対応		1	主民の	対応	
ライン ステージ	現象•状況	情報	自治 会長	必要 時間	副会長・各部長・役員	必要 時間	要支援者	必要 時間	14 FF	必要 時間
ステージ1	台風が発生			•				•		
		大雨·洪水注意 報	在宅を確認	30分	【会長·副会長·防災部長】 在宅確認(代理決定)	30分				
ステージ 2 対応の準備	台風が接近	十三 洪小敬却	本部設置決定	30分	【副会長・防災部長】 3者で本部設置決定	30分				
		大雨•洪水警報	自治体との情報 交換・調整	30分	注意情報の作成と配布・ 掲示	60分				
ステージ3	雨が強まり、 内水氾濫も	中川氾濫警戒 情報			要支援者の避難支援 要支援者リストの確認	60分	避難を始める	60分	避難準備	30 分
早期避難		避難準備·高齢 者等避難開始			避難準備の伝達	20分				
ステ ー ジ 4 避難の実施	より強い雨が降る 中川の水位急上 昇	氾濫危険情報 避難勧告	役所との連絡方法 を決定し、避難す る		避難勧告の伝達と避難	20 分	避難を完了させる		避難を開始する	20 分
ステージ 5 避難の完了	いつ氾濫してもお かしくない状況	避難指示 (緊急)	避難の指示と完了		避難の指示と完了				避難の完了	

5 取り組みの体制づくり

(1)体制づくり

これまでの話し合いを踏まえ、次のような地区防災の体制を考えました。

体制は、災害時と平常時の双方とも同じ体制とし、当初は地区の実情にあわせた最低限の体制 から、順次必要に応じて徐々に拡大していきます。

参考に、震災時の避難所運営本部との関係を右端に記載しました。

当初の体制	将来の体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営本部※
本部長	本部長		各係の統括	
副本部長	副本部長		本部長の補佐・代理	
庶務係	庶務係	庶務全般 連絡調整	庶務全般 連絡調整	避難所運営 本部の「庶務
	情報係	情報の収集·共有· 伝達	被害・避難状況の把 握情報収集・伝達 (報告活動等)	部」に概ね該当します
	要配慮者係	要配慮者の把握	要配慮者の安否確 認・搬送の協力	
初動対応係	水防係	器具点検、防災広報	浸水防止活動	避難所運営
	避難誘導係	一時集合場所·避難 所等の確認	地区内居住者等の 避難誘導活動	本部の「施設 管理部」に概 ね該当しま す
救出•救護係	救出•救護係	資機材調達·整備	負傷者等の救出、救 護活動	避難所運営本部の「救護・衛生部」に概ね該当します
物資配分係	物資配分係	個人備蓄等の啓発 活動	救援物資の確保·搬送·配分 炊き出し、給食·給 水活動	避難所運営本部の「物資部」に概ね該当します

※参考として、震災時の避難所運営本部(足立区避難所マニュアル(学校)平成28年3月修 正)の基本的な構成を示しました。

●体制づくりのポイント

災害時、昼間だと大人は勤めに出 かけていていないことや、高齢化が 進んでいることなどもあり、いつも 近くにいる元気な中学生が災害時の 活動を支えることが期待されます。



中学生による炊き出し訓練



避難所用テント設置 S市での取り組み(防災教育研究会)より

(2)日頃の取り組み

①情報収集方法の確認

テレビ、ラジオ、インターネット(区のホームページ等)、区の防災メール※、消防団による車両 広報などの災害情報の入手手段を、日常から確認します。

※災害情報をはじめ足立区についての様々な情報を携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送付する A-メール(足立区メール配信サービス)や、緊急かつ重要な情報を指定エリア内(足立区内)の携帯電話に一斉に配信する緊急速報メール(エリアメールサービス)などがあります。

気象情報や区から発信される情報の入手手段



②非常持出品や備蓄の準備

災害に備えて、各世帯での非常持出品や備蓄の準備を進めます。



他市の防災マップより

現在足立区では水害の恐れがある場合の避難について、検討しています。

③防災訓練

「中川地域防災訓練」を実施し、自助としての初動行動・避難行動の確認、共助としての避難 生活支援等の取り組みを、消防署等の関係機関と協力しながら実践します。

訓練では、水害の状況に応じた避難(避難先、避難路、要配慮者への支援、本部の設置など)について取り組みます。

4)活動体制の整備

日ごろから進めている中川地域の防災の取り組みと歩調を合わせながら、長門東部自治会における防災組織として、「庶務係」「初動対応係」「救出・救護係」「物資配分係」等の係編成を設定し、具体的な役割や活動を構築して災害時の活動の実効性を高めていきます。

また、今後は若い人を中心とした活動体制の整備にも取り組みます。地域に目を向ける子ども の育成として、学校のバックアップを得ながら中学生などを対象とする防災ジュニアリーダーの 育成を進めます。

⑤要支援者の連絡・支援体制の準備

長門東部自治会では、要支援者の連絡・支援体制の準備を進めます。災害時に一人では避難が 困難な要支援者については、区から提供される避難行動要支援者名簿を効果的に活用できるよう に、あらかじめ取り扱い方法などを決めておくようにします。平時からの声かけや災害時の避難 誘導訓練について周知や参加を呼びかけます。また、要支援者避難支援のための資・機材の準備 に取り組みます。

⑥防災マップの継続的な見直し等

洪水時の防災マップの充実を図り、洪水ハザードマップとあわせて周知を図ります。また、必要な見直しを継続的に進めます。

⑦避難についての協定

区が協定等を行っている施設との協力体制を見直してまいります。

8コミュニティタイムラインの検討

行政が定める水害対策タイムラインについては、自治会として取り組むには課題が多いことが わかりました。

水害は、台風などが発生してから被害が生じるまで時間があり、「先を見すえた対応」により減災が可能です。タイムラインの考え方の基本はここにあります。今後は、地区住民等の視点からみた「コミュニティタイムライン」について検討を進めることとし、現時点での検討結果を p.24 に示しました。引き続き、地区タイムラインについての検討を行います。

9大洪水時における避難場所

大洪水時における避難場所がないため、地区外の遠いところへの避難を余儀なくされているのが現状です。遠方ではなく最寄りに、安全な避難場所(下水処理場の土づくりの里など)を確保するための検討を進めます。

(3)災害時の活動

1)発災前の行動

- ○テレビ、ラジオ、インターネット(区のホームページ等)、区の 防災メール、消防団による車両広報などにより、気象情報や注 意報・警報等の確認を行います。
- ○注意報や警報が出た場合、手回し式の充電器や乾電池の確認 など停電への備えや、家族の場所や行動の確認等を行います。
- ○非常持出品を確認します。
- ○日頃の取り組みで定めた、水害の状況に応じた避難方法(避難 先、避難路、要配慮者への支援、本部の設置、担当役員の配置 など)を確認します。
- ○防災倉庫の資機材や備蓄品を確認します。
- ○避難協定を締結した店舗やマンションと事前の確認を行いま す。



~大規模な洪水が予測される場合には~

- ●検討した「コミュニティタイムライン」に沿って、情報収集・伝達、避難誘導、安否確認 等、一連の応急対応ができるようチェックリストで確認します。
- ●区との連絡体制(ホットライン)が整っているか確認します。
- ●区が手配する避難用の車の受入れ場所や乗車の段取りなど、自治会としていつでも動けるようにしておきます。
- ●要配慮者は、洪水の危険性が少ない地方へ移動する(2泊3日の旅など)ことも考えられます。

②避難開始のタイミング

- ○気象情報の警報や「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら、避難に時間のかかる要配慮者の 避難を開始します。
- 〇その他の人は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意 を払い、自発的に避難を開始します。
- ○自治会で避難準備の声かけ、連絡簿による情報伝達等をします。

水位変化と区の体制



~大規模な洪水が予測される場合には~

- ●区からの連絡(ホットライン) を受けて、避難を開始します。
- ●区が手配した車で避難する際は、自治会単位で行動し、避難者を掌握します。
- ●最寄りで安全に避難できる場所 (クイック避難建物)があるとき には、直ちに受け入れを開始し、 そこに避難します。

水位観測所位置



■避難情報の種類と意味

避難準備•	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促	水位変化が「レベル
高齢者等	す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるととも	3」に達した時を目
避難開始	に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避	安に発令されます。
	難を開始することを促す。	
避難勧告	区長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退	水位変化が「レベル
避難勧告	区長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退 きを勧告すること。	水位変化が「レベル 4」に達した時を目
避難勧告		

足立区ホームページ「水位変化と区の体制」より

3避難

- ○予報による洪水が大規模でなければ長門小学校(第一次避難所)に避難します。
- ○自宅に待機する場合は高さが十分確保出来る(2,3階)ようにします。
- 〇避難する際に低いところを通る場合は、浸水前でも雨がせき止められて急に水が溢れることが あるので十分注意します。
- 〇避難所への移動の安全確保が難しい場合は、最寄りの少しでも高いところ(神社境内や屋上駐車場など)への移動を図ります。
- ○道路が狭い場所や駐車場の制約等も考慮し、避難の際はできるだけ徒歩とします。
- ○要配慮者などは、自治会で準備したリヤカーを使って避難できるようにします。
- ○避難の際には、避難していない住民への呼びかけを行いながら避難します。
- ○洪水時の防災マップで定めた洪水時避難路をつかって避難します。
- 〇避難所に避難したら、誰が避難しているか、誰が家に残っているか、などの安否を名簿等で確認します。
- 〇行方不明になっている人がいたら、区、消防団、警察などへ救助・救援を要請します。

~大規模な洪水が予測される場合には~

- ●予報による洪水が大規模になる場合には、区の災害対策本部から避難情報の知らせがあ ります。
- ●避難が間に合わないとき、やむを得ず避難できないときなどは、洪水避難ビルや公共的な 建物などへ一時避難します。

4 避難所等の開設

- 〇長門小学校(第一次避難所)については、開設に併せ、区と地域が協力して受け入れを行います。
- ○住民一人ひとりも「自ら協力できること」に積極的に加わります。

⑤避難所等の運営(避難生活の協力・支援)

○避難所運営委員会を設け、避難所等の運営を行います。

(4)今後の取り組み

①協定避難先

○協定避難先について、実効性の高いものとするために、行政を交えて対策を検討します。

②情報の伝達

- ○適切な段階で情報を伝達することにより、早い段階での広域避難や垂直避難、避難所への避難 と避難方法を選択することができます。適切な段階で情報を伝達するよう努めます。
- ○サイレンの回数等によるレベルに応じた情報伝達手法の導入について、区に要望を行います。

③情報の伝達

○適切な段階で情報を伝達することにより、早い段階での広域避難や垂直避難、避難所への避難 と避難方法を選択することができます。適切な段階で情報を伝達するよう努めます。

④要配慮者への支援

○緊急時に、要配慮者が支援を依頼する連絡先の情報をチラシ、掲示板に掲載することにより、 支援を求めることができるよう対応します。

6 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



計画に基づいた防災訓練を毎年行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
〇避難訓練	○初期消火訓練	○避難所開設訓練
○避難所・避難路・避難場所等の	○救急応急措置訓練	○避難所運営訓練
確認	(心肺蘇生法・AED 講習等)	(給食・給水、情報の収集・
○避難経路上の危険箇所の確認	○防災資機材取扱訓練	共有•伝達、物資配給対応
○要配慮者の把握		等)

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体、地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。



防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- ○活動の対象範囲や活動体制 (役割分担)を変える必要はないか
- ○地区における重要なことに変 化はないか



- ○長期的な活動予定に変更はないか
- ○実際の活動が実体のあるものになっているか
- ○防災訓練、備蓄等の事前対策、教 育·研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。